様式第３号（第７条関係）

柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第６条の規定により、令和６年度　特定随意契約実施結果を公表する。

課　名：生涯学習課
公表日：令和７年３月３１日

令和６年度　特定随意契約実施結果表

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結日	契約の相手方の名称	契約金額	契約の相手方とした理由	備考
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
1	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第２条（３））	公民館等施設代行業務	別紙「公民館等施設代行業務委託仕様書」のとおり	別紙「公民館等施設代行業務委託参考明細書」のとおり	別紙「公民館等施設代行業務委託仕様書」のとおり	令和７年４月１日から令和８年３月31日	令和７年３月３１日	宮城県柴田郡柴田町東船迫１丁目８番地１ 公益社団法人柴田町シルバー人材センター 理事長　半澤　秀雄	①公民館等社会教育施設代行業務 １時間当たりの単価：１，０８９円（消費税及び地方消費税を含む） ②槻木生涯学習センター音響・照明業務 １時間当たりの単価：１，１９７円（消費税及び地方消費税を含む）	柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第６条第１項に基づき、政策目的との整合性及び役務の提供に係る履行計画等審査の結果適正であり、かつ、見積金額が予定価格の範囲内であり、最低価格であったことから、契約の相手方とするもの。	契約相手方はこれまでの町からの受託実績から、当該施設の設備等に精通しており、施設代行業務等に関する知識を有するものと認められる。